



長野県告示第325号

令和元年長野県告示第141号により土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の指定をした要措置区域（同条第4項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の全部について、同条第4項の規定によりその指定を解除します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する要措置区域
諏訪郡下諏訪町5036番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 3 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第326号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第327号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第328号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡辰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第329号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡池田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第330号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡池田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第331号

次に掲げる告示は、廃止します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 平成21年長野県告示第239号（土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定）
- 2 平成21年長野県告示第245号（土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定）

砂防課

長野県告示第332号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
 清泉地1、清泉地2、城1、城2、城3、鶴部2イ、鶴部3、鶴部4、馬坂2、宮本3、宮本4、新井南部1、古町南部1、古町中部2、南方3、新井南部4、北垣外1、滝の沢3、滝の沢4、新井北部1、名子原、城北、名子北部1、名子北部2、下垣外1、桑園南部1、桑園北部1、桑園北部2、町谷1、福沢3、塩倉1、塩倉3、中山1、中山2、中山3、中山4、中山5、中山7、中山8、中山10、峠2、峠3、峠4、峠5、峠6、峠7、峠8、峠9、峠10、峠11、峠12、峠13、峠14、峠15、峠16、峠18、峠19、峠20、峠21、峠23、峠24、峠25、柄山1、柄山2、柄山3、柄山5、柄山7、柄山9、柄山10、中山111、中山11、柄山12、柄山13、中山12、中山13、中山14、中山15、中山16、中山18、中山19、中山20、中山21、中山24、中山25、中山26、中山27、塩倉4、中山31、中山32、中山33、長峰1、長峰2、長峰4、長峰5、長峰6、長峰7、長峰8、長峰9、長峰10、長峰11、長峰12、長峰13、長峰14、長峰15、長峰16、長峰17、長峰18、長峰19、長峰20、間沢3、間沢4、間沢5、福沢6、大沢北部2、大沢北部3、大沢北部4、町谷2、檜原、桑園南部3、大島南部、名子北部3、名子北部4、名子北部5、原田1、諏訪形、城4、城5、城6、大栢、新井北部4、松川2、新井南部5、新井南部6、古町中部3、古町中部4、南方4、南方5、南方7、南方8、南方9、部奈1、部奈2、部奈3、部奈4、部奈5、部奈6、部奈7、部奈8、部奈9、部奈10、部奈11、中山34、中山35、中山36、中山37、中山38、中山39、中山40、中山41、中山42、中山43、中山44、中山45、中山46、中山47、中山48、中山49、中山50、中山52、中山53、中山54、中山55、中山56、中山57、中山58、中山59、中山60、中山61、中山62、中山63、中山64、中山65、中山67、中山68、中山69、峠26、峠27、峠28、峠29、峠30、峠32、峠33、峠34、峠35、峠36、峠37、峠38、峠39、峠40、峠41、峠42、峠43、峠44、峠45、峠46、峠47、峠48、峠49、峠51、峠52、峠53、峠54、峠56、柄山15、柄山16、柄山17、柄山18、柄山20、柄山21、柄山22、柄山23、柄山24、柄山25、柄山26、柄山27、柄山28、柄山29、柄山30、柄山31、柄山32、柄山33、中山70、中山71、中山72、中山73、中山74、中山75、中山76、中山77、中山78、中山79、中山81、中山82、中山

83、中山84、中山85、中山86、中山87、中山88、中山89、中山90、中山91、中山92、中山93、中山94、中山95、中山97、中山98、中山99、中山100、中山101、中山102、中山104、中山106、中山107、中山108、中山109、中山110、長峰21、長峰22、長峰23、長峰24、長峰25、長峰26、長峰27、長峰28、長峰29、長峰30、長峰31、長峰32、長峰33、長峰34、長峰35、長峰36、長峰37、長峰38、長峰39、長峰40、長峰41、長峰42、長峰43、長峰44、長峰45、長峰46、長峰47、長峰48、長峰49、長峰50、長峰51、長峰53、長峰54、塩倉5、塩倉6、塩倉7、塩倉8、塩倉9、塩倉10、塩倉11、塩倉12、塩倉13、塩倉14、塩倉15、塩倉16、塩倉17、塩倉18、塩倉19、塩倉20、寺沢2、寺沢3、寺沢4及び中の村5

2 指定の区域

下伊那郡松川町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第333号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

城3、鶴部2イ、鶴部4、馬坂2、新井南部1、古町南部1、古町中部2、南方3、新井南部4、滝の沢3、新井北部1、名子原、城北、名子北部1、名子北部2、下垣外1、桑園南部1、桑園北部1、桑園北部2、町谷1、塩倉3、中山1、中山2、中山4、中山7、中山10、峠2、峠4、峠5、峠6、峠9、峠10、峠18、峠20、峠21、峠24、柄山1、柄山2、柄山3、柄山5、柄山7、柄山9、柄山10、中山111、中山11、中山12、中山13、中山16、中山21、中山24、中山26、中山27、塩倉4、中山32、中山33、長峰1、長峰6、長峰7、長峰8、長峰13、長峰15、長峰16、間沢4、間沢5、福沢6、町谷2、大島南部、名子北部3、名子北部4、名子北部5、原田1、諏訪形、城4、城5、城6、大栢、新井北部4、松川2、古町中部3、古町中部4、南方4、南方5、南方8、南方9、部奈1、部奈3、部奈11、中山34、中山36、中山37、中山39、中山40、中山41、中山42、中山45、中山52、中山53、中山55、中山56、中山57、中山59、中山60、中山62、中山64、中山67、中山68、中山69、峠26、峠27、峠28、峠29、峠34、峠35、峠38、峠39、峠41、峠43、峠44、峠47、峠48、峠51、峠52、峠53、峠54、峠56、柄山15、柄山16、柄山17、柄山18、柄山20、柄山21、柄山22、柄山23、柄山24、柄山26、柄山28、柄山29、柄山30、柄山32、柄山33、中山79、中山81、中山82、中山84、中山87、中山88、中山92、中山93、中山95、中山101、中山102、中山104、中山106、中山107、中山108、中山109、長峰22、長峰23、長峰26、長峰28、長峰29、長峰30、長峰33、長峰34、長峰36、長峰38、長峰40、長峰43、長峰44、長峰46、長峰47、長峰53、長峰54、塩倉6、塩倉7、塩倉10、塩倉11、塩倉12、塩倉14、塩倉17、塩倉18、塩倉19、塩倉20、寺沢4及び中の村5

2 指定の区域

下伊那郡松川町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画道路 3・4・26号松本朝日線

松本都市計画道路 3・2・29号長野飯田線

2 都市計画を定める土地の区域

松本都市計画道路 3・4・26号松本朝日線

平成12年長野県告示第100号の土地の区域のうち松本市高宮中並びに双葉を削除し、松本市高宮南の一部を変更する。

松本都市計画道路 3・2・29号長野飯田線

平成12年長野県告示第100号の土地の区域のうち松本市大字芳川村井町を削除し、松本市村井町南4丁目の一部を追加し、松本市双葉並びに高宮中の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、松本市役所

都市・まちづくり課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年11月28日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

1 路線名 147号

2 供用を開始する区間

安曇野市豊科2315番の1地先から

安曇野市豊科2400番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和元年11月28日

道路管理課